



あなたの生活のお困りごとを一緒に考える相談窓口です。

福岡市生活自立 支援センター

相談
無料

お金の
管理が苦手

こんな悩みをお持ちの方に

年金を受給しているが
もう少し収入が必要

医療費が
支払えない

借金をどうしたら
いいかわからない

住まいが
安定しない

仕事や生活が
うまくいかない

家賃を
滞納している

福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階

0120-17-3456

TEL:092-732-1188 FAX:092-732-1190

開館時間:9:00-17:00 休館日:土・日・祝・年末年始



令和8年4月1日から

各区に分室を設置しています

博多区 (区役所7階)

〒812-0011 博多区博多駅前2-8-1

0120-54-3456

TEL:092-402-2768 FAX:092-402-2769

城南区 (区役所1階)

〒814-0103 城南区鳥飼6-1-1

0120-64-3456

TEL:092-833-4097 FAX:092-833-4098

中央区 (区役所2階)

〒810-0041 中央区大名2-5-31

0120-58-3456

TEL:092-718-1142 FAX:092-718-1143

早良区 (区役所2階)

〒814-0006 早良区百道2-1-1

0120-74-3456

TEL:092-841-2135 FAX:092-841-2136

東区 (区役所別館3階)

〒812-0053 東区箱崎2-54-1

0120-53-3456

TEL:092-260-6845 FAX:092-260-6846

南区 (保健福祉センター1階)

〒815-0032 南区塩原3-25-3

0120-63-3456

TEL:092-559-5138 FAX:092-559-5139

西区 (区役所別館2階)

〒819-0005 西区内浜1-4-7

0120-97-3456

TEL:092-895-7057 FAX:092-895-7058

皆様の生活を支援して 安定・自立を共にめざします！

自立に向けた相談支援

仕事や生活にお困りの方やお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。
専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
ご相談の内容に応じて、下記の支援やその他の制度などを組み合わせながら支援します。

住まい相談・住居確保給付金

- ・住まいの相談支援員が、住宅の確保が難しいなどの住まいに関する相談に応じます。また、入居後の一定期間、居住を安定して継続するサポートを行います。
- ・離職などにより、家賃の支払いが難しい方、または住居を失うおそれのある方に対し、求職活動などを条件に一定期間、「家賃相当分」の給付金を支給します。
- ・収入が著しく減少し、家計改善のために転居が必要な場合に、「転居費用」を支給します。
(いずれも上限額があり、受給には一定の要件があります。)

家計相談

現在の収入と、生活費やその他の支払いなどの支出を一緒に整理し、家計の見直しを行います。
家計を改善するために、必要なアドバイスをさせていただきます。

子育て支援

子育てにかかるお金やお子様の教育、その他の子育てについてのお悩みを、子ども支援員がじっくりと伺い、一緒に解決方法を探します。お子様連れやパートナーとのご来所も可能です。

就労支援

仕事探しや就職に向けた支援を行います。すぐに就労することが難しい方には、就労に向けた準備として、生活習慣を整えるための講座や、社会参加の体験プログラムなどをご案内します。
また、就労への不安をお持ちの方が、サポートを受けながら働く場の利用についても支援します。

相談
無料

秘密
厳守

相談から支援までの流れ

1 まずは相談窓口へ

事前にお電話にてご予約ください。
窓口にお越しいただくことが難しい方はご相談ください。

2 生活の状況を見つめます

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。
生活の状況を見つめ直し、抱えている課題を一緒に整理していきます。

3 あなただけの支援プランをつくりま

自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、
あなただけの支援プランを作ります。

4 寄り添いながら支援します

支援プランに沿って、支援員があなたに寄り添いながら
自立に向けて支援します。

5 安定した生活へ

あなたの困りごとが解決された後も、安定した生活を維持できているか
一定期間、支援員がフォローします。

まずはお気軽にお電話ください。

福岡市生活自立支援センターのサービスは、福岡市在住の方が対象です。
市外にお住まいの方は、お住まいの地域の相談機関をご案内いたします。